

2026年5月26日

No.FRT\_009

## 「EU Inc.」規則案について

### — 欧州における「28番目の制度」がもたらすもの

執筆者：ドイツ連邦共和国弁護士・マネージングディレクター フランク・ベッカー\*

／弁護士 磯俊浩

\*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

現在、EU域内で会社を設立する場合、スタートアップ、M&Aの取得ビークル、販売子会社又はホールディング会社など、その利用目的を問わず、加盟国ごとに分断された規制への対応が必要になります。ドイツであれば、公証人による定款認証（notarielle Beurkundung）が必須であり、最低資本金として2万5000ユーロを要し、商業登記には数週間を要します。これに対し、欧州委員会は、2026年3月18日、汎欧州的公司形態「EU Inc.」を創設するための規則案（COM(2026) 321 final）（以下、「本規則案」といいます。）を公表しました（EU Inc.: A new harmonised corporate legal regime - European Commission）<sup>1</sup>。EU Inc.は、最低資本金の定めがなく、100ユーロの費用で、最短48時間で、完全オンラインで設立可能な汎欧州的公司形態になります。EU Inc.は、スタートアップ業界のみならず、より広範な事業者にとっても注目に値するものであり、EU単一市場において、統一かつデジタルでの設立が可能で柔軟性の高い会社を創設しようとする、これまでで最も踏み込んだ試みと評価できます。

本規則案がその実質を保ったまま立法化されれば、GmbH（ドイツの有限責任会社）はその歴史上初めて本格的な競争相手を迎えることになります。EU Inc.は、テック系スタートアップ、プロジェクト会社、コンツェルン子会社及びM&A取引における取得ビークル等に利用されることが想定

<sup>1</sup> [https://commission.europa.eu/topics/business-and-industry/doing-business-eu/company-law-and-corporate-governance/eu-inc-new-harmonised-corporate-legal-regime\\_en](https://commission.europa.eu/topics/business-and-industry/doing-business-eu/company-law-and-corporate-governance/eu-inc-new-harmonised-corporate-legal-regime_en)

されており、設立者向けの選択肢にとどまるものではありません。そのため、ドイツ会社法の形式要件に馴染めなかった国際的投資家にとって、EU Inc.は有力な代替手段となり得ます。また、EU Inc.はドイツの立法者にとっても改革を促す契機となり得ます。EU Inc.の法形式がGmbHよりも迅速かつ低コストで、しかも柔軟性に富むものであれば、ドイツの商法・会社法における従来の要件は、その合理性について改めて説明を求められることとなり、現状維持に固執する場合、会社設立をめぐる競争力を失うおそれがあります。

## A. 背景 — なぜ今、なぜこの形なのか

欧州委員会の説明によれば、EUは「イノベーションそのもの」に欠けているわけではありません。世界の科学論文の約5分の1がEU域内から発表されており、再生可能エネルギー分野ではEU企業が世界の特許の29%を保有しています。ベンチャーキャピタル投資先のテック系スタートアップ数も4万社を超え、新規創業数は世界の他地域を上回っています。にもかかわらず、欧州のイノベーション企業の多くはスケールアップに苦戦し、グローバル競争で後塵を拝しています。2025年時点で、欧州のユニコーン企業は331社にとどまる一方で 米国は1,963社を擁しています。こうした構造的不均衡を解消することが、本規則案の出発点になります。

本規則案は、Letta報告書（「Much more than a market」, 2024年4月）<sup>2</sup>及びDraghi報告書（「The future of European competitiveness」, 2024年9月）<sup>3</sup>を受けたものです。両報告書は、EU単一市場における会社法上の分断 — 27の法体系及び60を超える会社形態 — を、国境を越えた成長に対する「見えない関税」と位置付けていました。Letta報告書は「簡素化された欧州会社形態」の導入を明示的に求め、Draghi報告書もEU全域で利用可能な新たな法的地位の創設を提言しています。2025年3月には、欧州理事会は欧州委員会に対して明示的な対応を求めており（Europäischer Rat, EUCO 1/25 vom 20.3.2025, S. 3 f.）<sup>4</sup>、これを受けて欧州委員会が本規則案を策定するに至りました。

本規則案の戦略上、特に重要なのは、法的根拠の選択です。EU運営条約（AEUV）第352条ではなく、第114条が法的根拠として選択されたことにより、加盟国全会一致という高いハードルを回避

---

<sup>2</sup> [https://www.consilium.europa.eu/media/ny3j24sm/much-more-than-a-market-report-by-enrico-letta.pdf?utm\\_source](https://www.consilium.europa.eu/media/ny3j24sm/much-more-than-a-market-report-by-enrico-letta.pdf?utm_source)

<sup>3</sup> [https://commission.europa.eu/document/download/97e481fd-2dc3-412d-be4c-f152a8232961\\_en?utm\\_source](https://commission.europa.eu/document/download/97e481fd-2dc3-412d-be4c-f152a8232961_en?utm_source)

<sup>4</sup> [Europäischer Rat, EUCO 1/25 vom 20.3.2025, S. 3 f.](https://www.europarl.europa.eu/media/ny3j24sm/much-more-than-a-market-report-by-enrico-letta.pdf?utm_source)

し、EU理事会における特定多数決での採択が可能となります。これは、Societas Privata Europaea (SPE) が2014年に頓挫した経験から得られた重要な教訓です (Jung, in: Jung/Krebs/Stiegler, Gesellschaftsrecht in Europa, 2019, § 5 Rn. 7)。もともと、この選択にはリスクも伴います。AEUV 第114条第2項は、租税及び労働者に関する規定を適用範囲から除外しているため、提案に含まれる共同決定 (Mitbestimmung) 規定及びEU-ESO (従業員ストックオプション) 規定については、EUの立法権限との関係で法的な争点となる可能性があります。こうした法的紛争は予想されるものの、そのこと自体が、欧州委員会の強い立法意思を示すものともいえます。欧州委員会は、SPEが2014年に頓挫した経験を踏まえ、今回こそ制度実現を図るため、あえて手続上のリスクを伴う法的根拠を選択したとみられます。

本規則案は単独の取組ではなく、欧州委員会は2025年11月、補完的提案として欧州ビジネス・ウォレット (European Business Wallet) を公表しています。これは、企業のデジタル本人確認、公的機関との文書交換及び電子証明書の発行を統一する仕組みであり、EU Inc.の「48時間設立」「Once-Only原則」(書類の一元的提出)とも密接に連動しています。さらに、第二段階として中央EU登記簿の構築も予定されています。

ドイツ弁護士連合会 (DAV) は、2025年9月の意見書第61/25号において、本規則案の方針を原則的に歓迎しています。DAVは、EUレベルでの調和を欧州会社法の現代化及び単一市場の競争力強化の機会と位置付ける一方、本規則案については、広く利用可能で法的安定性を備えたものとして構築される必要がある旨を指摘しています。DAVはまた、新会社形態をイノベーション企業に限定するのではなく、すべての欧州企業に開放すべきと主張しており、こうした考え方は本規則案にも反映されています。

欧州委員会は、2026年末までの政治的合意を見込んでおり、最初のEU Inc.設立は2028年初頭頃と想定しています (第109条、施行後12か月で適用開始。 cf. 欧州委員会2026年3月18日プレスリリース)<sup>5</sup>。欧州議会ではPascal Canfin議員 (Renew/JURI) が迅速な審議への意欲を示しています (Canfin, 「Le 28e régime: un nouveau cadre juridique pour les entreprises innovantes」, Debatte vom 19.1.2026)<sup>6</sup>。先行する類似プロジェクトと比較すれば、見通しは比較的良好といえます。もともと、最終的な制度の内容が現行案の実質を維持するかについては、別途慎重に見極める必要があります (D節参照)。

<sup>5</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/de/ip\\_26\\_614](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/de/ip_26_614)

<sup>6</sup> [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/CRE-10-2026-01-19-INT-2017056154192\\_FR.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/CRE-10-2026-01-19-INT-2017056154192_FR.html)

## B. 主な特徴 — EU Inc.の特徴

EU Inc.は、独立の法人格と有限責任を有する会社であり、登記により成立し、EU全域で承認されます（第3条、第5条）。もっとも、技術的には独立した超国家的会社形態として設計されているわけではなく、本規則案の適用範囲において各国会社法を調和する形で構成された会社形態である点に注意を要します。本規則案及び定款で規律されない事項については本拠地国法が適用され、加盟国は補完的に適用される国内会社形態を一つ指定する義務を負います（後述D節参照）。ドイツ法の文脈では、EU Inc.は実質的に「ヨーロッパの外套（Mantel）をまとったGmbH」として機能することになります。

主な特徴は以下のとおりです。

- **48時間・100ユーロでの設立**：標準化されたEUテンプレートを使用する場合は、EU中央インターフェース（BRIS）を通じた迅速な登記手続きが認められます（第16条）。個別定款による場合の登記期間は5営業日です（第17条）。新設のほか、既存会社の組織変更による設立も可能です。具体的には、国内形式変更（ドイツ法では組織再編法〔Umwandlungsgesetz: UmwG〕第190条以下）又は国境を越えた形式変更（UmwG第305条以下）が利用可能とされています。本人確認は、EUの電子本人確認に関するeIDAS規則に基づいて行われ、対面での出頭が要求されるのは、具体的な濫用の疑いがある場合に限られます（第10条、第14条）。
- **Once-Only原則による情報提出**：企業情報は、加盟国の登記簿を相互接続するBRISを通じて、一度提出すれば足够了。税務ID及び付加価値税ID（USt-ID）についても、追加書類なしに付与されます。第二段階として、中央EU登記簿の構築も予定されています。欧州委員会の試算によれば、この仕組みにより、今後10年間で総額3億2,800万～4億4,000万ユーロの行政負担削減が見込まれています。
- **柔軟な資本構成**：最低資本金の定めはありません。持分は、デフォルトで額面なしとされています。債権者保護は資本基準ではなく、配当及び自己株式取得の際に実施される貸借対照表テストと支払能力テストの組合せによって図られます（第61条、第62条、第72条）。さらに、本規則案は転換証券（Convertible Instruments）——保有者に対し、債権を会社持分へ転換する権利を付与する転換社債（Wandeldarlehen）類似の商品——についても、EUレベルで初めて規律を導入します（第2条第26号、第68条）。これにより、ベンチャーキャピタルにおける主要な資金調達ツールについて、統一的な法的枠組みが整備されることとなります。当該商品は、これまで加盟国ごとに取扱いが異なり、ドイツ市場においても、方式要件や税務上の取扱いをめぐる繰り返し論点となってきました。また、本規則案では、資本面での柔

軟性に加え、多数派株主による「抑圧的」行為に対する少数派株主の退社権も成文化されました（第52条）。これは、英国会社法（Companies Act 2006 s. 994）の *unfair-prejudice remedy* を範とするものであり、ドイツ法では従来、判例法上認められるにとどまっていた制度です。もっとも、退社権の具体的内容は、今後EU司法裁判所（EuGH）の解釈を通じて形成されていくこととなります。

- **複数議決権付持分（Dual-Class）**：第53条以下は、複数議決権付持分及び無議決権持分を許容します。これはドイツ株式法（AktG）第135a条よりも自由度が高く、国際的なベンチャーキャピタル投資の実務に適合するとともに、特に株主構成が複雑化しやすいスタートアップのニーズにも合致します。
- **一元的な機関構造**：EU Inc.の機関として取締役会（Board of Directors）が設置され、最低一名の構成員にEU域内での居住義務が課されます。株主総会は、取締役会に対して拘束力のある指示を行うことができます（第42条）。これは、構造的にはドイツ株式会社（AktG第76条）よりもドイツ有限会社（GmbHG第37条）に近いものです。経営判断原則（Business Judgement Rule）も明文化されており（第44条第3項a号）、実質的にはドイツ法上の経営判断原則に近い制度設計が採られています。
- **完全デジタルなガバナンス**：株主総会及び取締役会はオンラインで開催可能です（第47条）。持分台帳はデジタル管理され、持分譲渡については、登録が完了して初めてその効力が生じる仕組みが採られています（創設的効力〔*konstitutive Wirkung*〕。第53条第1項）。
- **EU全域に通用する従業員持分制度（EU-ESO）**：オプション行使により取得した持分については、譲渡時まで課税が繰り延べられます（第78条以下）。内容としては、ドイツ所得税法第19a条（EStG Fondsstandortgesetz 2021/ZuFinG 2023）と類似していますが、同条にあるKMU（中小企業）閾値の制限（同条第3項）は含みません。こうした閾値制限により、急成長中のスケールアップ企業が、有利な税制上の取扱いから、企業成長に伴い制度の適用対象外になってしまうという問題がこれまで生じてきました。両制度の関係については、今後、立法者による整理が必要となります。
- **標準化された契約書テンプレート**：SAFE（Simple Agreement for Future Equity）など、将来の持分取得を予定する契約を含む標準契約書がオンラインで提供されます。これは特にシード段階のVC投資における取引コストを大幅に低減する可能性があります。

- **EU全域で通用する会社形態**：現地代理人や物理的拠点を設ける必要はありません。EU Inc.の文書は、アポステイーユその他の認証を要せず（第32条）、標準化されたEU会社証明書（第30条）が、国際的な法律取引において各国の商業登記簿謄本に代わる役割を果たします。
- **効率的な事業終了**：完全デジタルな清算手続が利用可能となります。さらに、イノベーション・スタートアップについては簡素化された倒産手続も用意され、迅速かつ低コストでの事業終了を可能にするとともに、新規創業への円滑な移行を支えます。

### C. 意義 — ドイツ実務への影響

本規則案は、既存の代替的な法的選択肢を不要とする可能性を秘めています。UG（haftungsbeschränkt 起業者会社）は、2008年に英国Ltdへのドイツ的対応として導入された会社形態ですが、最低資本金が不要であり、より簡素な形式要件のもと設立可能なEU Inc.が利用可能となれば、存在意義の相当部分を失うことになり得ます。同じことは、外国法形式の擬制的利用（Scheinauslandsgesellschaft）についても当てはまります。ドイツの方式要件を回避するためにLtdやB.V.を設立してきた者にとって、EU Inc.は有力なEU法上の代替手段となり得ます。さらに、BGH（連邦通常裁判所）の判例法のもとで非EU会社についてなお残る準拠法上の不確実性を回避できる点にも利点があります（BGHZ 178, 192 - Trabrennbahn判決参照）。

EU Inc.は、特にドイツ会社法の形式的厳格性に馴染めなかった外国投資家にとって魅力的なものになり得ます。アングロサクソン系投資家に対し、なぜドイツでは業務執行者（Geschäftsführer）の解任に公証人認証付きの商業登記申請が必要となるのか（GmbHG第39条及びHGB第12条）を説明した経験のある方であれば、この困難をよく理解されるでしょう。EU Inc.は、日常的な決議について、公証人関与を要しない完全デジタルなガバナンスを可能にします。持分譲渡についても同様ですが、ドイツにおいて公証人が担ってきた審査機能（権原確認、マネーロンダリング対策、税務通知）を、今後誰が担うのかという制度設計上の課題は残ります。

具体的な適用場面としては、スタートアップに加え、取得ビークル（Bidcos）、販売子会社、事業子会社及びホールディング会社をEU Inc.として設立することが考えられます。さらに、外国会社の支店についても、各国で求められる二重の登記負担を回避できる場合には、EU Inc.への会社形態変更を選択する動機となり得ます。ドイツでは、会社の準拠法をどの国法とみるか（本拠地理論〔Sitztheorie〕）をめぐる議論が、立法上は整理された後も、なお一部実務で残っています。MoPEG 2024（パーソナル会社法現代化法）により整理が図られたにもかかわらず、裁判実務では過去の判例への依拠がなお見られる場面もあります。EU Inc.は、このようなドイツ固有の法的不確

実性や事務負担を軽減する可能性があります。ドイツの立法者にとっても、制度改革を考える上で重要な示唆を与えるものとなり得ます。

既存ストラクチャーとの関係でも、EU Inc.は組織変更の選択肢として意義を持ちます。第21条は、国内（UmwG第190条以下）及び国境を越えた（UmwG第305条以下）形式変更を許容します。持分譲渡については、自由譲渡の原則が採られています（第58条）。GmbH実務において一般的な定款による譲渡制限（Vinkulierung、GmbHG第15条第5項参照）も許容されますが、そのためには明示的な合意を要します。したがって、既存投資家との関係では、将来的なEU Inc.への移行可能性を見据え、出資契約上あらかじめ組織変更に関する規律を設けておくことが望ましいです。加えて、VC投資型スタートアップ分野で確立された privileged transfers（一定の関係者間で例外的に認められる持分譲渡）に関する実務も参考となり得ます。

#### D. 課題

本規則案は野心的であり、それゆえに各国立法者が数十年にわたり慎重に扱ってきた領域に踏み込むものです。主要な論点は以下のとおりです。

- **共同決定（Mitbestimmung）** — 最大の論点: 第12条第1項は、EU Inc.を本拠地国の共同決定法の適用下に置きます。ドイツについては従業員500名以上で三分の一参加法（DrittelbG）、2000名以上で共同決定法（MitbestG）が適用されます。もっとも、SE（欧州会社）の場合とは異なり（SE関与法 SEBG第1条以下）、新規設立の場合には、既存の共同決定制度を維持するための保護措置が設けられていません。その結果、共同決定規制の緩やかな加盟国を本拠地として選択することにより、共同決定を回避し得る構造となっています。ver.di（ドイツ統一サービス産業労働組合）は、これを後退であると批判しています（ver.di, 「Gesetzesentwurf EU Inc.: Drohender Rückschritt für Arbeitnehmerrechte」, 19.3.2026）<sup>7</sup>。この点は、三者協議（Trilog: EUの主要立法機関間で行われる法案調整）において再交渉の対象となる可能性が高く、その結果、スタートアップ段階を超えた企業にとって本会社形態の利用が大きく制約されるリスクもあります。なお、SPEが2014年に頓挫した主要因の一つも、まさにこの問題にありました。
- **公証人による予防的統制**: 第14条は加盟国に統制方式の選択を委ねますが、48時間の期限及び100ユーロの費用上限（第16条第2項）は、取引価額連動型のドイツ公証人費用法（GNotKG）と実質的に両立しにくい側面があります。ドイツ連邦公証人会議所は、これを「デラウェア化」（Delawareisierung）につながるものと警告しています（Bundesnotarkammer, 「EU Inc.: Ein 28.

<sup>7</sup> <https://www.verdi.de/nachrichten/gesetzesentwurf-eu-inc-drohender-rueckschritt-fuer-arbeitnehmerrechte>

Regime der Unsicherheiten」, 20.4.2026) <sup>8</sup>。具体的な懸念点としては、第一に、デジタル本人確認の不十分性による濫用リスクの増大、第二に、商業登記の信頼性（公示効）への影響、第三に、マネーロンダリング及びテロ資金供与防止上の問題が挙げられます。現行の GmbH 実務では、公証人が持分譲渡時の本人確認や権限確認等を通じて予防的統制を担っています。そのため、第三者による統制が存在しない場合、経営陣が譲渡の有効性について事前に弁護士等の助言を求める必要性が高まり、迅速化による時間的メリットが追加的な法務対応によって相殺される可能性もあります。もっとも、こうした懸念には一定の合理性があるとしても、対応すべきは新たな会社形態の導入を阻止することではなく、GNotKG の現代化であるともいえます。公証人法 (BeurkG) 第 16a 条に基づくデジタル公証認証の存在は、公証人による予防的統制と迅速なデジタル手続が両立し得ることを示しています。

- **国内法への参照（第 4 条第 2 項）** — 「欧州の外套をまとった GmbH」：ドイツは、EU Inc. に補完的に適用される参照会社形態 (Referenzrechtsform) を指定する必要があります (第 4 条第 3 項)。GmbH と UG のいずれを選択するかによって、GmbHG 第 30 条以下、InsO 第 15b 条及び BGH 「TRIHOTEL 判決」 (NJW 2007, 2689) に基づく法人格濫用責任 (Existenzvernichtungshaftung) 等、ドイツ会社法上の責任ルールが EU Inc. にも及ぶかが左右されます。その意味で、参照会社形態の選択は、EU Inc. の実務上の使い勝手を大きく左右します。参照会社形態を通じて、ドイツ会社法の複雑性を事実上 EU Inc. に持ち込もうとする動きも予想されます。しかし、むしろこれをドイツ会社法の簡素化を検討する契機と捉えるべきでしょう。さらに、資本市場志向の企業との関係では重要な論点も残ります。ドイツが GmbH を参照会社形態として選択する場合、EU Inc. が本来想定される資金調達機能を十分に発揮するためには、GmbH 自体についても規制市場 (regulierter Markt) へのアクセスを可能とする制度改革が必要となる可能性があります。これは、立法者がなお十分に議論していない重要な派生論点といえます。
- **根本問題** — 「調和された GmbH」か、新たな会社形態か：一部の論者は、そもそも新たな会社形態を創設するのではなく、既存の各国会社形態の調和を進める方が、より整合的な制度設計につながったのではないかと疑問を提起しています。EU Inc. は規則によって規律される一方、規律されない領域については本拠地国法に委ねられる構造を採っています。そのため、実際には EU 全域で完全に統一された EU Inc. が成立するわけではなく、加盟国ごとの差異が残ります。これは、加盟国ごとの法適用の差異や法的不確実性を生むリスクを伴います。

<sup>8</sup> <https://www.bnotk.de/aufgaben-und-taetigkeiten/zeitschriften/bnotk-international/details/eu-inc-ein-28-regime-der-unsicherheiten>

- **委任立法というブラックボックス**：標準 EU テンプレート（第 8 条）の具体的内容は、将来の立法に委ねられており、複雑な持分クラス構造に対応できるかは現時点では未確定です。これは、迅速な登記手続が実務上どこまで利用可能となるかを左右します。同様の懸念は、「イノベーション・スタートアップ」の定義についても当てはまります。簡素化倒産手続に関する章は当該カテゴリーにのみ適用されますが、本規則案にはその定義が置かれていません。現時点では、欧州委員会による今後の追加提案を待つ状態にあり、制度の具体像はなお不透明です。
- **統一的な法解釈の確保**：EU Inc.に関する紛争は、27 の異なる国内裁判所で審理されることになります。そのため、規則の解釈をいかに EU 全体で統一していくかは、なお未解決の課題です。本規則案は加盟国に対し、EU Inc.関連紛争を扱う専門裁判所又は専門部の設置を検討するよう促していますが、それによって実際に法解釈の統一が確保されるかは不透明です。EuGH への先決裁定手続（AEUV 第 267 条）は機能すると考えられるものの、国によっては解決までに相応の時間とコストを要する可能性があります。
- **デジタル・インフラ構築という実務上の課題**：BRIS、中央 EU 登記簿及び European Business Wallet を含む統合デジタル・インフラの構築は、EU 加盟国全体にとって大規模な制度整備を要する取組です。行政のデジタル化が遅れている加盟国では、導入が遅延するリスクもあります。こうしたデジタル・インフラの整備は、本規則案の実効性を左右する前提条件となります。
- **Trilog における希釈リスク**：実務上、最大のリスクは制度内容そのものではなく、立法手続にあります。本規則案は、共同決定、公証人義務、資本ドクトリン及び本拠地理論など、加盟国間で利害対立の大きい論点に同時に踏み込んでいます。SPE の頓挫、SE 改革をめぐる議論を振り返ると、各国の利害調整の結果、制度が当初案より大幅に後退するという一定の傾向が見取れます。スタートアップ連盟も、「希釈は絶対に許されない」と警告しています（Startup-Verband, Statement zum Vorschlag der EU-Kommission für die EU Inc., 18.3.2026）<sup>9</sup>。本規則案の最大の懸念は、Trilog の過程で制度の中核部分が弱められ、EU Inc.の実効性が損なわれる点にあります。
- **権限上のリスク**：AEUV 第 114 条への依拠は戦略的には合理的ですが、なお争われる余地があります。なぜなら、同条は EU 単一市場の調和を目的とする立法根拠である一方、第 114 条第 2 項は租税及び労働者関連規定を適用対象から除外しているからです。そのため、第 12 条（共同決定）及び第 78 条以下（EU-ESO）は、EU の立法権限との関係で法的な争点となり得ます。

<sup>9</sup> <https://startupverband.de/presse/pressemitteilungen/statement-des-startup-verbands-zum-heutigen-vorschlag-der-eu-kommission-fuer-die-eu-inc--18-03-2026/>

一部の論者は、EU Inc.を超国家的会社形態と理解するのであれば、単一市場調和を根拠とする第 114 条ではなく、AEUV 第 352 条（柔軟性条項）を法的根拠とすべきであると主張しています。もっとも、その場合には EU 理事会の全会一致が必要となり、制度実現のハードルは大きく上がります。

想定されるリスクは二段階です。第一に、加盟国が AEUV 第 263 条に基づき、EU Inc.規則そのものの有効性を争う無効訴訟を提起する可能性があります（候補としてドイツ及びオーストリアが想定されます）。第二に、仮に EU Inc.規則が成立した場合でも、各国憲法裁判所が「EU は権限を超えて立法した」と判断するリスクです（越権〔ultra vires〕審査）。ドイツでは、PSPP 判決（BVerfGE 154, 17）以降、EU 機関の行為が権限逸脱に当たるかを国内裁判所が審査し得るとの立場が示されています。

もっとも、これらのリスクが直ちに制度全体を頓挫させるとは限りません。例えば、欧州委員会は、前文（Erwägungsgründe）を詳細に整備することにより、なぜ EU に立法権限があるのかを EuGH でより説得的に説明できるようにする余地があります。また、共同決定規定については、権限上の争いを避けるため、SE 規則・SE 指令にならい、AEUV 第 153 条に基づく別個の指令として切り分ける可能性もあります。さらに、EU 理事会が、提訴の可能性がある加盟国に対して一定の政治的配慮を行うことで、制度への反発を和らげる余地もあります。

## E. 展望と結論

欧州委員会は 2028 年初頭からの最初の EU Inc.設立を目指しています（欧州委員会 2026 年 3 月 18 日プレスリリース）<sup>10</sup>。BDI（ドイツ産業連盟 2026 年 3 月 18 日プレスリリース）<sup>11</sup>、vbw（バイエルン経済界連合 2026 年 3 月 20 日プレスリリース）<sup>12</sup>、BusinessEurope（2026 年 3 月 18 日プレスリリース）<sup>13</sup> 及びドイツ弁護士連合会（DAV 意見書第 61/25 号）も本提案を支持しています。

<sup>10</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/de/ip\\_26\\_614](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/de/ip_26_614)

<sup>11</sup> <https://bdi.eu/de/articles/presse/eu-inc-wichtiger-impuls-gegen-fragmentierten-binnenmarkt>

<sup>12</sup> [https://www.vbw-bayern.de/vbw/PresseCenter/Pressemitteilung-zum-EU-Kommissionsvorschlag-28.-Regime-\(EU-Inc.\).jsp](https://www.vbw-bayern.de/vbw/PresseCenter/Pressemitteilung-zum-EU-Kommissionsvorschlag-28.-Regime-(EU-Inc.).jsp)

<sup>13</sup> <https://www.business europe.eu/publications/28th-regime-proposal-a-positive-development-for-competitiveness-across-the-single-market/>

投資家及び設立者にとって、直ちに対応を迫られる状況にはないものの、制度導入を見据えた戦略的準備は今後重要となるでしょう。そのため、EU 理事会（COMPET）における交渉及び欧州議会法務委員会（JURI）の審議動向を継続的に注視する必要があります。特に注目すべき論点は、共同決定、参照会社形態、標準テンプレートの設計及び「イノベーション・スタートアップ」の定義です。

EU Inc.提案は、SE 規則以来、最も野心的な会社法調和の試みであり、初めて実務レベルで広く利用される可能性を持つ構想でもあります。本提案がその実質を保ったまま立法化されれば、GmbH は初めて本格的な競争相手を迎えることになるでしょう。EU Inc.は、UG 及び擬制的外国会社（Scheinauslandsgesellschaft）に代わり、特に事業拡大（スケーリング）のためにそれらを利用してきた国際的投資家及びスタートアップにとって、GmbH に代わる有力な欧州法上の選択肢となり得ます。さらに本規則案は、ドイツの商法・会社法における更なる改革の契機ともなり得ます。最大の焦点は、立法過程において現行案の中核部分が維持されるか、それとも Trilog の過程で大きく修正されるのかという点にあります。少なくとも現時点では、本提案はドイツにとって「脅威」ではなく、制度改革の契機として捉える余地があります。もっとも、ドイツ国内での議論は、なお始まったばかりです。

## 執筆者

ドイツ連邦共和国弁護士\* フランク・ベッカー（パートナー弁護士・マネージングディレクター、独日法律家協会、フランクフルト弁護士協会、アルゼンチン・ドイツ弁護士協会、フランクフルト独日協会、ザールブリュッケン独日協会、独日労働法協会）

Email: frank.becker@aplav.jp

弁護士 磯俊浩（シニアアソシエイト、第一東京弁護士会）

Email: toshihiro.iso@aplav.jp

## お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 フランクフルト提携オフィス

（Atsumi & Sakai Europa GmbH - Rechtsanwälte und Steuerberater \*\*）

Email: [info@aplav.de](mailto:info@aplav.de)

\*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

\*\*ドイツ連邦共和国における法務・税務サービス提供法人

当事務所のニュースレターをご希望の方はニュースレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

<p>東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F）</p> 	<p>大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&amp;S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階</p>	<p>福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&amp;S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階</p> 
<p>ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036</p> 	<p>ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom</p> 	<p>フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany</p> 
<p>ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium</p> 	<p>ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam</p> 	